

県南広域振興局長告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年2月15日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 花巻北上線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市更木34地割156番1地先から湯沢7地割52番1地先まで	新	m 40.0～11.5	m 1,558.0
	旧	40.0～7.5	1,558.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 平成23年2月15日から同年3月15日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 弥栄金成線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	
一関市花泉町花泉字下館121番2地先から宇田東88番2地先まで	新	B m 44.8～10.9	m 720.0	
	旧	A	15.3～4.7	718.1
		B	44.8～10.9	720.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成23年2月15日から同年3月15日まで